

## 「戸田市文化芸術推進条例（案）」についてご意見を募集します

戸田市では、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現を目指すために、「戸田市文化芸術推進条例」を制定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和6年11月5日（火）から令和6年12月4日（水）まで

#### 2 資料公開場所

担当課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）、文化会館及びスポーツセンターでご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

#### 3 関係資料

別添 戸田市文化芸術推進条例（案）の概要

#### 4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）、電子メール（[bunka-sport@city.toda.saitama.jp](mailto:bunka-sport@city.toda.saitama.jp)）及び担当課お問い合わせフォーム（市ホームページ）

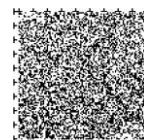
※資料公開場所により受付時間が異なります。

【お問い合わせフォームはこちら】

二次元コード読み取り後、お問い合わせフォームが開きますので、フォームのタイトルにパブリック・コメント案件名を記入し、ご意見を提出してください。



二次元コード



## 5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあつては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

## 6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

## 7 戸田市文化芸術推進条例（案）についての問い合わせ先

戸田市 市民生活部 文化スポーツ課  
電話 048-441-1800（内線333）

## 戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課  
電話 048-441-1800（内線363）

